○坂出市高校生徒資格取得費補助金交付要綱

平成23年４月１日要綱第６号

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　平成23年10月１日要綱第84号

改正　令和５年８月24日要綱第31号

坂出市高校生徒資格取得費補助金交付要綱

（目的）

第１条　この要綱は，香川県立坂出商業高等学校，香川県立坂出高等学校，香川県立坂出工業高等学校および私立坂出第一高等学校（以下「市内の高校」という。）に在学する生徒の資格取得に要する経費の一部を補助することにより，生徒の資格取得に対する機運を高め，市内の高校の充実，活性化および本市の教育の振興を図るとともに，生徒の資質の向上を通じて本市の都市ブランド力を高めることにより，本市産業の活性化に資することを目的とする。

（通則）

第２条　前条の補助金の交付については，坂出市補助金等交付規則（平成12年坂出市規則第33号。以下「規則」という。）に規定するもののほか，この要綱の定めるところによる。

（補助対象者，補助対象経費および補助率）

第３条　補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は，市内の高校に在学する生徒で，市長が定める資格検定の合格者（在学中に資格検定を受験し，卒業後に合格となった者を含む。）とする。

２　補助金の交付の対象となる経費は，前項の資格を取得するための経費のうち，受検料に要するものとする。

３　市長が定める資格検定および補助率は，別表のとおりとする。

（補助金の交付申請等の委任）

第４条　補助対象者の保護者は，補助金の交付を受けようとするときは，校長を代理人として委任しなければならない。

２　校長は，前項に規定する委任を受けるときは，保護者から委任状（様式第１号）を徴するものとする。

（補助金の交付申請）

第５条　規則第４条第１項の規定による申請は，坂出市高校生徒資格取得費補助金交付申請書（様式第２号）に次に掲げる書類を添付するものとする。

(１)　委任状

(２)　合格状況報告書（様式第３－１号，第３－２号）

(３)　受検料を明らかにする書類

(４)　資格検定の合格を証明する書類の写し

２　前項の申請書の提出期限は，補助対象者が資格検定に合格した年度の３月31日とする。

（交付の決定および額の確定通知）

第６条　市長は，補助金の申請があったときは，速やかにその内容について審査し，補助金を交付すべきと認めるとともに，補助金の額を確定した場合には，坂出市高校生徒資格取得費補助金の交付決定および確定通知書（様式第４号）により申請者に通知するものとする。

（補助金の交付請求）

第７条　前条の通知を受けた者は，通知のあった日から起算して20日以内に坂出市高校生徒資格取得費補助金交付請求書（様式第５号）により補助金を請求するものとする。

（証拠書類）

第８条　校長は，交付を受けた補助金を補助対象者の保護者に交付したときは，領収書（様式第６号）を徴し，速やかにその写しを市長に提出しなければならない。

（その他）

第９条　この要綱に定めるもののほか，必要な事項は，市長が別に定める。

付　則

この要綱は，平成23年４月１日から施行する。

付　則（平成23年10月１日要綱第84号）

この要綱は，平成23年10月１日から施行する。

付　則（令和５年８月24日要綱第31号）

この要綱は，令和５年８月24日から施行する。

別表（第３条関係）

|  |  |
| --- | --- |
| 全額補助 | ２分の１補助 |
| 危険物取扱者甲種公害防止管理者ダイオキシン類電気主任技術者第３種工事担当者ＤＤ第１種工事担当者ＤＤ第２種日商簿記１級販売士１級情報処理技術者応用情報情報処理技術者ＩＴストラテジスト情報処理技術者システムアーキテクト情報処理技術者ネットワークスペシャリスト情報処理技術者情報セキュリティスペシャリスト情報処理技術者ＩＴサービスマネージャ実用英語技能検定１級実用英語技能検定準１級色彩検定１級第１級陸上無線技士機械組み立て仕上げ作業２級大工工事作業２級その他市長がこれらと同等と認めるもの | 危険物取扱者乙種第１類危険物取扱者乙種第２類危険物取扱者乙種第３類危険物取扱者乙種第４類危険物取扱者乙種第５類危険物取扱者乙種第６類自動車整備士３級ガソリン自動車整備士３級シャシ自動車整備士３級ジーゼル電気工事士第１種電気工事士第２種工事担当者ＤＤ第３種建築施工管理技術検定２級ボイラー技士２級日商簿記２級販売士２級情報処理技術者基本情報情報処理技術者ＩＴパスポート実用英語技能検定２級色彩検定２級トレース技能検定１級第２級陸上無線技術士第１級陸上特殊無線技士機械組み立て仕上げ作業３級大工工事作業３級機械検査作業３級情報セキュリティマネジメント電気工事施工管理技術検定２級建築ＣＡＤ検定試験２級機械保全技能検定３級その他市長がこれらと同等と認めるもの |

様式第１号（第４条関係）

様式第２号（第５条関係）

様式第３－１号（第５条関係）

様式第３－２号（第５条関係）

様式第４号（第６条関係）

様式第５号（第７条関係）

様式第６号（第８条関係）